

**管理理容師・管理美容師指定講習事業及び
クリーニング師研修等事業に関する
意見募集に対して寄せられた
御意見について**

管理理容師・管理美容師指定講習事業及びクリーニング師研修等事業に関する
意見募集に対して寄せられた御意見について

管理理容師・管理美容師指定講習事業及びクリーニング師研修等事業に関して、平成22年10月27日から平成22年11月3日及び12月3日から16日まで意見募集したところ、62件（管理理容師・管理美容師指定講習事業30件、クリーニング師研修等事業34件）の御意見をいただきました。

管理理容師・管理美容師指定講習事業

御意見の概要	件数
研修を続けてほしい (顧客の安全を守るため、資質向上のため等)	23件
内容を見直してほしい。 (時間的、経済的負担を軽減する等)	8件
管理理容師・管理美容師指定講習は必要ない。 (免許を更新制にする、免許取得時に知識・技能を求める、必要性を感じない等)	5件
受講資格の延長(3年から7年)	1件
すべての理容師が取得すべきである。	1件
1 現行では、理容師又は美容師免許取得後直ちに開設できるが、 今後は、3年以上理容業務又は美容業務に従事し、管理理容師又は 管理美容師資格認定講習会修了証書の取得後でないと開設でき なくなる。 2 国家試験に合格し、理容師又は美容師免許を取得しても、開設 者になれず、従業員にしかねないため、社会的地位が低くなる のではないか危惧される。 3 消費者本位のサービスの確保を考えるならば、養成施設での学 習科目に新たに加え、履修させ、国家試験の対象課題とすればこ の点は解決できると思われる。	1件

計30件

クリーニング師研修等事業

御意見の概要	件数
クリーニング師研修、業務従事者講習は必要である。 (クリーニング事故を減らすため、業界全体のレベルアップ、新しい知識・技術に対応するため、消費者保護のため、情報を得るため等)	22件
研修、講習内容、体制を見直すべきである。 (重要なことに限定すべき等)	8件
未受講者には罰則等を設けるべきである。	6件
業務従事者講習は廃止すべきである。	3件
クリーニング師研修制度を廃止すべきである。 (受講率が低い、苦情が減少しない等の理由)	3件
免許を更新制にすべきである。	2件
受講者に融資等の優遇制度を設けるべきである。	1件
期間を3年から5年にすべきである。	1件
受講料を下げしてほしい。	1件

計34件